



## カナダの食品と動植物を守りましょう

### カナダに対するリスクとは？

外国からの食品、植物、動物、および関連製品は、病気、害虫、ウィルス等をカナダ国内に運び込む恐れがあります。それによって、カナダの動物や植物、自然の生態環境に、有害な影響がもたらされることもあります。

一見無害に思える木彫品や果物類なども、カナダの森林や農業に大きな被害をもたらす害虫が付着していることがあります。

また、肉類やその他の動物製品も、鳥インフルエンザやその他動物疾患の感染源となる恐れがあります。そのような病気は、農業や食品安全、さらにはヒトの健康にも影響するものです。

このようナリスクのため、カナダ国内への物品の持込みには制限があります。

### 旅行者の責任

#### カナダ出国前

- 訪問する予定の国からカナダに持ち帰ることができるものは何かを確認。
- この件に関する政府ホームページ [www.BeAware.gc.ca](http://www.BeAware.gc.ca) を参照
- 輸入が制限されている品物をカナダに持ち込むことを希望する場合は、カナダ食品検査庁 (Canadian Food Inspection Agency) に輸入許可を申請。



#### カナダ入国時

- すべての食品、植物、動物、および関連製品を申告。これは法律による義務です。
- カナダ国境サービス庁 (Canada Border Services Agency) の申告書に必要事項を記入。カナダ国外での農場訪問に関する項目にもお忘れなくご記入ください。
- カナダ国外で農場を訪問したり野鳥と接触があった場合は、カナダ入国後14日間はカナダの農場、動物園、野生動物公園に行かないでください。国外で農場訪問をした際、または野鳥との接触があった際に身につけていた履物は消毒し、衣服は洗濯し高温で乾燥させなければなりません。

### 申告は法律で義務付けられています。

カナダの法律により、カナダ入国時にはすべての食品、植物、動物、関連製品を申告することが義務付けられています。

申告漏れがあった場合は、次のような措置を受ける可能性があります。

- 該当品の没収
- 一点につき最高1300ドルの罰金
- 起訴

カナダ政府は特別に訓練した探知犬やその他様々な手段を用いて、旅行者が持ち込む制限品目の検知を行っています。

一部の空港には、制限品を破棄するための容器が備えられており、入国審査前に罰則の対象とならずに該当品を処分することができます。

## カナダに持ち込める物品は？

旅行前に、制限事項の最新情報を得ることは旅行者自身の責任です。

食品、植物、動物、関連製品の制限に関する情報は、[www.BeAware.gc.ca](http://www.BeAware.gc.ca) をご覧になるか、国境情報サービス (Border Information Service) にお電話ください。

- カナダ国内では、国境情報サービスのフリーダイヤル **1-800-461-9999** がご利用いただけます (聴覚障害者用電話: **1-866-335-3237**)。
- カナダ国外からは、**204-983-3500** または **506-636-5064** におかけください (長距離通話)。

## 旅行者が所持している可能性のある制限品目の例



# 申告をお忘れなく！

カナダの安全のため、ご協力をお願いします。すべての食品、植物、動物、および関連製品を申告してください。

